

平成29年 第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合 議会 会議録

平成29年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成29年2月1日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成29年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 林田 勉	2 番 本多 秀樹	3 番 中野 太陽
4 番 藤田 敏夫	5 番 黒田 茂	6 番 山口 喜久雄
7 番 村川 喜信	8 番 中村 好治	9 番 上田 篤
10 番 町田 康則	11 番 小嶋 光明	12 番 馬渡 光春
13 番 山口 隆一郎		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 山本 博幸	総務課長 後田 一光
施設課長 田中 金大	総務課課長補佐 鳥辺 伸一	施設課課長補佐 寺田 人生

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書 記 高柳 和幸	書 記 濱崎 和也	書 記 原野 聖
-----------	-----------	----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会期の決定について
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約）
	議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条

		例の一部を改正する条例)
	議案第 3 号	県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
	議案第 4 号	県央県南広域環境組合ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例
	議案第 5 号	平成 2 8 年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算 (第 1 号)
	議案第 6 号	平成 2 9 年度県央県南広域環境組合一般会計予算
日程第 5	議案第 7 号	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第 6	議員提出議案第 1 号	県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（山口隆一郎君）

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 2 9 年第 1 回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名でございます。定足数に達しております。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成 2 9 年組合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、おおむね 1 日当たり 2 5 0 t のごみ処理を順調に継続しております。ピット内のごみの残量が少なくなったこともあり、ごみ量の調整と炉の点検整備を行うため、1 月 2 6 日から炉の運転を停止しております。搬入されますごみの受入れは通常どおり行いながら、2 月 6 日まで通算して 1 1 日間、運転を全炉停止する計画でございます。

次に、昨年 1 0 月 1 8 日福岡高等裁判所において成立した和解に関する精算事務の進捗状況でございます。

平成17年度から平成22年度までの解決金17億5,000万円につきましては11月18日に収納が完了しており、今議会に提出しております議案第5号平成28年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)に計上させていただいております。残る平成23年度からの精算につきましては、現在JFEと組合事務局との間で、計算根拠の確認及び双方が保有する数値データの交換などを行い、既に決算が終了しております平成27年度までの合計5か年分の精算事務を進めているところでございます。

また、瑕疵担保期間が切れます平成32年度以降の施設のあり方につきましては、本施設を長寿命化する場合や新たに建て替える場合などについて、経費やスケジュール、課題点などを総合的に比較検討する資料の作成に着手しておりますが、内容が多岐にわたりまして、今しばらく時間を要する見込みであり、御理解を賜りたいと存じます。

最後になりますが、今議会に提出いたしました議案は平成29年度県央県南広域環境組合一般会計予算のほか、5議案を提出しております。また、追加議案1件も本日提出させていただく予定でございます。内容につきましては事務局長より説明をいたさしますので、御了承を賜りたいと存じます。どうぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山口隆一郎君)

それでは、日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月1日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(山口隆一郎君)

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議規則第87条の規定により、会議録署名議員に2番本多秀樹議員及び3番中野太陽議員を指名いたします。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。

発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるように御協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は、一般質問及び議案質疑など、全て自席でお願いいたします。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっております。3番、中野太陽議員。

○3番(中野太陽君)

皆さん、おはようございます。3番の中野太陽です。

大きく1点ですが、小さい部分では5つの点から質問をさせていただきます。

まず、お手元にあると思います通告書の(1)、(2)は同時に質問をさせていただきます。ごみ処理費用について今回は質問をさせていただきたいというふうに思っております。

(1)当初覚書における予想していたごみ処理費用は幾らだったのかということと、(2)変更覚書における実際かかったごみ処理費用は幾らだったのかということの質問ですが、聞き取りをさせていただいたときに、私の説明の仕方が悪かったもので、実際かかったというところが、裁判の前なのか後なのかというのでちょっと混乱をさせてしまったので、これを分けて答えていただければ答えが3つになるのかなと思うんですが、まずは、当初覚書のときの予測していたごみ処理費用、そして、裁判のときにこちら側としては39億円ほどオーバーしてたんじゃないかというような提訴を、賠償の訴訟をしましたけども、そのときの額と、今回17億5,000万円、その後の数年間の分の精算は今やっている途中だというのが、今、管理者の方からございましたけども、その和解後のごみ処理費用と、この3つがわかれば答えていただければというふうに思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

中野議員のごみ処理費用に関する御質問に答弁をさせていただきます。

まず、当初覚書で予想していたごみ処理費用はというお尋ねでございます。

この分につきましては、当初覚書、訴訟で争っている分でございますけども、議員御承知のとおり、その内容をどのように具体的に適用し、どのように解釈するかというのは、これは長崎地裁の判決では判断をさせていただいておりません。要は、長崎地裁では変更覚書での精算という部分のみの判断でございましたので、従いまして、当初覚書の中にもいろいろな不明確な点がございます。従いまして、ここでそれを不明確な内容を幾らと言うのはなかなか難しいのかなと思っております。

これまで訴訟ということでございまして、この覚書の内容がどうのというのは、なかなかこの場で触れるようなのははばかれたということでございますけども、私が今申しました不明確な点というのは訴訟も終わっておりますので、幾つか御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、当初覚書の分でいろいろあるわけですが、大きな分で不明点というのが、天災とか法規制が変更になったときに、この覚書条項を適用せず、そ

のときは別途協議を行うというような不可抗力条項がこの中には入っております。その1つの中に搬入されたごみの量、質が甲の示す発注仕様書の計画事項と異なる場合、これもこの不可抗力条項の中に入っております。もう御存じのとおり、この発注仕様書で示したごみ量は8万665tということでございます。これを外れたときにどのように精算をするかというのは、甲乙協議して決めるんだというような内容でございます。実際に平成17年度以降、例えば平成17年度ですと8万5,000t余、18年度ですと8万4,000t超えたぐらいのごみ量になっておりますので、この分がどうするのかがよくわからない。要は、判断をしてもらってないし、合意もしていないということでございます。

もう一つございますのが、実施設計において設計設備仕様が大きく変更されたときには、両者協議の上、用役料、用役費の見直しを行うという条項もございます。発注仕様書から実際の方で幾つか変更もされておりますけども、大きな点と私が思いますのは、排気ガスの環境基準が大きく変わっていると。発注仕様書では、ダイオキシンは0.05と、法令では0.1ですけども、発注仕様書では0.05ナノグラムという部分でございましたけども、実際の運用で協定書としては0.01、単純に5倍でございますけども、この環境基準というのは非常にコストに影響をいたします。このほかにも窒素酸化物、塩化水素についても発注仕様書よりは非常に厳しい値になっているということ、これがどういうふうに影響するかは定かではございませんけども、こういう変更があっているということで、この分の見直しをどうするのかという部分もございます。

それともう一つ、物価上昇、ごみ質の変動があった場合は、20%を上限として増加を認めるという条項もございます。これは認めることとするということでございまして、認めることができるという規定ではございません。この辺をどういうふうに、どう適応させるかというのが、ほかにもございますけども大きな点かなと思います。

訴訟で私どもが請求をいたした額というのは、これらの件について、組合に最大限に有利なように解釈をして、最大限の額を算定して請求をしたわけでございます。実際にこれが本当にどうなのかというのは、双方合意もしておりませんし、裁判でも判断をいただいてないということでございます。この分について軽々に申し上げるのはどうかなというふうに思っているところでございます。

次に、(2) 変更覚書における実際にかかったごみ処理費用はということでございます。この分については、この分も一緒でございますけども、訴訟におきまして組合が変更覚書に基づき請求した額は、あくまで訴訟において変更覚

書で精算を想定した費用ということでございまして、実際にかかったごみ処理費用というようなことではなくて、精算の項目というふうに私どもは理解をしております、少し別のものかなと思います。

ごみ処理経費と言う場合には、一般的には単年度のごみ処理に要する経費の総額というふうに言うものと思っております。建設費や基幹的改造費など、イニシャルコストを含めて計算する場合がありますし、単に年間のランニングコストと、要は、使い続けるための経費全体と言う場合もあるかと思えます。ランニングコストと言う場合には、ごみ処理には管理部門の経費なども不可欠ですけども、これは一応間接経費ということで入れないで、純粹にごみの処理の現場にかかわる経費だけ、直接関係する経費ですけども、これを計算する方法が一般的には多いというふうに理解をしております。本組合で使うのもこの場合を想定して答弁をさせていただいております。

ちなみに平成27年度は、その経費が14億8,000万円程度でございまして、ごみ処理量が8万2,505tですので、これを割りますと、1万7,983円と、トン当たりというのが私どもが通常使う分でございます。訴訟におきましては予備的請求として申したとおり賠償請求を行っておりますけども、この額も組合の利益を最大限に見積もると、組合に有利なように変更覚書の内容を解釈するという場合の積算でございまして、ごみ処理経費として、ランニングコストという部分については比較にならない、次元が少し違うのかなと思っております。

ただ、御質問の趣旨が変更覚書で精算対象としている経費の支出の総額というふうなことであらうと考えますと、これは6年間で、仮に17年から22年までの6年間をトータルしますと65億8,000万円程度ということになります。和解の額が17億5,000万円でございますけども、このうち、同じような経費での分の中身としましては14億4,000万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

先ほど御説明の中にあつた軽々に言えない部分があるというところは理解はできます。ただ、最後言われた17年から22年の6年の総額で65億8,000万円、これは実際にかかった処理的経費の合計だと思うんですよ。この部分を当初覚書のときの予測と全くこれは同じなんですかね。そういう比べ方はできないという御答弁ですかね、今のお話だと。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

私が申し上げた65億8,000万円というのは、6年間の分というのは、変更覚書で精算の対象にしている費目で、裁判で争った額ということでございます。

変更覚書と覚書、要は精算の費目の表現の仕方は少し違う場合もあります。言葉としてはですね。ただ、私どもが請求するときには、一緒の考え方でやっている。ただ、変更覚書の分については一応判断、どこからどこまでという判断はついておりますけども、覚書について本当にそれでいいのかというのは、まだ合意もないし判断もないということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

当初の御説明の中であったところでも理解はできるんですけど、市民としては、最初はどれぐらい払うという予想だったのが、損害賠償によって、約39億円ですけども、裁判で判断されたのはそのうちの31億円だったと思います。その部分がオーバーしている部分は、本来払う必要がなかったんじゃないかということで損害賠償をしているわけだから、オーバーした部分は、市民の税金で多く支払われたんじゃないのかというふうな思いだと思うんですよ。ですから、当初の覚書のまま行っとけば、こんなに多く払う必要はなかったんじゃないのかという点がまず1点出てくると思います。

もう1点は、じゃあ、何でこんなに多く支払ったのかと。それはここに欠陥があるからだというのはこれまでの管理者も述べていますけども、それこそ本来払う必要がなかった部分を用役費や役務費などでオーバーした分を支払っていると。だから、その差をね、市民としては知りたいと思うんですよ。

そういう出し方はできないんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、何回も言いますけども、この私どもが請求した65億8,000万円、6年間。これというのは、あやふやな部分を組合の、ちゃんと決まっている部分は変えられないわけですけども、裁判においては不明確な分、あやふやな分は、それぞれが自分の方の利益になるように積算をして請求をするものと。双方の請求が裁判の法廷で主張し合って、それを裁判長がどちらに分があるのか、これはこっち、これはこっちという格好で実際に判断したのが14億4,

000万円ということですから、この14億4,000万円って、6年間というのは、三十云々ではなくて28億円ですね。変更覚書で実際に6年間で請求をしたのは。このうちの14億4,000万円は組合側の言い分として認めましょうということですから、これが本来の変更覚書の想定した費用であろうというふうには思います。

ごみ処理経費と言う場合には、先ほど申したとおり、非常に幅広い直接いろんなものが入ってきます。ここで述べられている精算の対象になった費目というのはその中の一部ということでございますので、これをどうのということはないと思っております。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

次に行きますが、県内の他市や他の組合、類似団体、こういったところと比べて、じゃあ、ごみ処理費用はどうかということ、先ほどの答えの中でどれが基本の額になるのかわかりませんが、平成27年でいくと、先ほど言われたトン当たり1万7,983円ですかね。これと比べる形になるのかなと思うんですけども、その辺りをお答えください。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

県内他市他組合、類似団体と比べるのにどういう分で基準でやるのかという御質問だと思っております。本組合、自治体ごとにはある程度それぞれ予算があって、例えば、構成市間でごみ処理総体で幾らというような分はある程度比較が可能かなと。ただ、本組合が行っております一般廃棄物の可燃物の処理経費のみを比較するというのは、そういう客観的な資料は現在のところ公表されていないということです。

ただし、県のホームページには先ほど申したとおり自治体間、組合を含めて一般廃棄物処理の現況という資料がございます。これは県内の自治体別に不燃ごみを含めて収集運搬、最終処分費など、そういう部分も一般廃棄物全体に係る処理、維持管理経費の資料は公開をされております。ただ、くくりとしては非常に大きくくりということでございます。

本組合では、通常使っている1t当たりのごみ処理経費というのは、先ほども申したとおり、議会費、総務費、余熱利用施設費など、そういうもの、間接経費を除きまして、ごみ処理のための現場に係る分ということで割ったものを使っております。その費用は先ほど申したとおり、直近で言えば、27年が1万7,983円、26年が1万9,291円というような格好になっており

ます。

なお、ごみ処理に幾ら経費がかかるかというのを正確に比較しようとすれば、これは建設費ですね。要は、イニシャルコストがどれぐらいかかるかというのも当然、今後の検討なりも含めて考えていかなければいけないというふうに考えております。仮に当組合で建設費を、例えば、先ほどの分で見込んでいこうと思えば、起債償還額を入れて試算をしてみますと、平成27年度が1t当たり3万5,000円ぐらい、26年が3万4,000円ぐらいということでございます。

ごみ1t当たりの処理経費につきましては、他の団体との比較につきましては、各団体においてごみ処理に係る経費の区分やその内容が違うことと、直営方式か委託方式かでも違いますし、同じ委託方式でもどこまで委託をしているのかという分でも業務範囲もまちまちでございます。排出される焼却灰や最終処分場のあるなしでも大きく変わります。当組合は最終処分場を必要としませんが、最終処分場を必要とするところと比較しようと思えば、その維持コストだけじゃなくて、当然整備コストもやっぱり、当組合は要りませんので、比較対象に入れるべきかなと思っておりまして、これを一くくりで比較することは非常に難しいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

4番に行きます。

先ほど言われましたがトン当たりと表記されることがありますけれども、ごみ処理の費用を議論する上で、(1)、(2)、(3)において比較できると考えてよいのかと。先ほども先にお答えされた形だと思うんですけども、要は、市民の方が、高いのかな、ほかの市より安いのかなというのは、比較対象として数値というのが出るべき、もしくは出してほしいと思うし、私も議員として、これは前よりも高いのかな、それよりも経費的に有利になっているのかな。そういうのがわかる、基準になるものがある方が非常に助かるというふうに思うんですけども。

今、先ほどの御答弁だとそれが、先ほど最終処分場のお話しされましたけども、最終処分場は私、入れるべきだと思うんですよ。こちらは最終処分場がない、いわゆる有利な部分があって、経費的にその分を削減できるんですよというところを市民に伝えられる部分だと思うんで。ただ、他市が幾らぐらい、諫早市は現在幾らぐらい、でも今度、(5)になりますけども、瑕疵担保後のときに、じゃあ今度幾らぐらいとなったときに、比較対象ができなければ判断も

できないわけですね。ですから、その部分で言うと（１）、（２）、（３）で比べられるような数字があるべきじゃないかと。

これ、ただ先ほど言われたみたいに県が基準を決めていたり、国がしている部分もありますけど、それだと全てを含んでないので正確な数字じゃないと。数字の一人歩きがされたら困るというのが恐らくあると思うんですけどね。ただし、私からすれば、やはりそのところはしっかりと経費の部分ですかね。ランニングコストの部分や建設費を入れる入れない、起債を入れる入れない、最終処分場は入れる、そういったお話の中で、比べられるような数値というのを出す準備をすべきじゃないかなと思うんですけども、そういった意味で（４）を聞きたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

わかりやすい指標でごみ処理費用を比較できる、議論の土台にできないかということだろうと思っております。今までの申しましたけども、団体間、施設間の一般的なごみ処理経費の比較さえ非常に難しい中で、今、御指摘の訴訟において争いました損害賠償請求、当初覚書及び変更覚書の精算の対象とした部分に限って例えば比較すると。そういうものにつきましては、非常に議論する上では難しいかなと思います。

これが実際にそういうものを比較するようなものが容易にできれば、これは多分、既にもう環境省とかで統一的に出すような指標があるはずですね。でも、環境省さえそういうものを出せないと、作っていないという状況もございます。言ってみれば、ごみ処理が大きいところ、人口が多いところというのは、自治体の１人当たりの行政経費でもそうですけども、人口が多いところが、逆に言えば１人当たりの経費は下がるわけですね。極端に下がると。人口が少ないと、それほどでもないんですけども極端に上がると。生活の中身というのは余り変わらないというようなことでございます。それと同じような話で、ごみについても規模が大きければ大きいほど、それは１ｔ当たりの単価とかは下がるはずですね。だから、そういう部分もございます。

それと、例えば、同一の施設でも年度によって処理量が変わりますし、メンテナンス費用も非常に大きく変わってくると。あとは、ごみ処理炉の規模ですね。それとかカロリー。施設の建設時期、そういうものが非常に影響してくると。他施設を比較するときですね。

それと、もう一つ、先ほど申しましたけども、環境基準というのも非常にその従事者の方たちに聞けば、非常にコストに影響すると言われます。これはそれだけ設備が増えたり薬剤費をいっぱい使ったりしないと、それだけの環境

基準を出せないということだろうと思っております。当組合は、私、全国の施設を大分調べましたけども、これほど厳しい環境基準というのは余り見たことございません。それほど当組合の環境基準は非常に厳しいということでございます。そういうこともございまして、御説明するときにどういう説明がいいのかというのは少し考えてみたいと思いますけども、明確な基準を御説明できるかどうかは、今のところお答えする部分を持ってないということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

我々議員もそうですが、住民の代表としてわかりやすく判断ができるようにするのが一番いいと思うんですよね。当然議員として勉強して、今言われた部分のところ。例えば、今、先ほど言われたので、ああそうだなと思ったのは、1万7,983円のトン当たりというのを人数ですね。人口で割れば、他市に比べたら安くなるなって見れば数字も変わってくると。そこら辺のところは、基準というのが出すのは難しいかもしれないんですけどね。

今度（5）にかかわってくるんですが、瑕疵担保後の話で、過去に管理者から3万円に行かないぐらいのと、トン当たりというふうなお話が出たときに、じゃあ、あれは1万7,983円のトン当たりのところと比べての3万円と言われているのか、それとも起債償還額も含めた先ほどの3万5,000円に対してのトン当たりで答えているのかというので、前提が変わってくれば向こうの言い分も変わってくる。こっちの答えも変わってくるとなるんですよね。ですから、そこのところは統一した数字で、トン当たりというので表記されるのであれば、それが過去と比べてという話になるのかな。他の市とは比べてというのは難しいというお話だったので、ここの環境組合のこれまでの計算基礎額、そういった積算額と比べてどうなんだというようなお答えになって、それを判断して、我々が今後、これじゃあ高い、これじゃあ安いというような判断にしていくなかと思うんですが、（5）の瑕疵担保期間後のごみ処理費用については、どのように考えているのか伺います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

瑕疵担保期間後の費用の考え方ですけれども、瑕疵担保期間は平成32年までとなりますけれども、本施設を延命化して一定処理を続ける場合と、仮に新しく建て替える場合とを中心にして、経費的な比較ができるように準備を

進めているところでございます。そうしないと、これを延命化の場合も3年延命化するのか15年延命化するのかでは全然費用なども変わりますので、そのようなコストの比較を現在、建設運営受託者でございますJFEとの間で、32年度以降の部分について検討を進めているところでございます。運営のコストの試算とか施設の改造の費用とか工事の期間とか、中止をするという選択肢は一時的にでも避けたいと思っておりますけれども、その辺も含めまして検討をしているところでございます。

最終的にはごみ処理コストはもちろん、それぞれの整備費やスケジュール的な検討、想定される課題などについて比較ができますように整備をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、平成32年度以降も圏域の皆様方のごみを安定的、効率的に処理していくというのが本組合の務めだと思っております。

先ほどの単価の比較の件ですけれども、例えば、この圏域では、県南の組合では、リレーセンターは2か所ございます。リレーセンターが2か所ありまして、その経費。場所によって随分違うと思うんです。1市などでやられている場合は、リレーセンターなどは必要じゃないと思いますし、先ほど論議がありました最終処分場とか焼却灰の問題とか、そういうものも違ってきますし、一般的に何でもかんでもごっちゃにしてする場合は、何もかもごみに関する費用と言う場合には、収集の費用から分別をどのようにやるかとか、それから、そういうものも一緒に含まれてごみの単価と。市民1人当たりと言いますか、圏域住民1人当たりの単価が出てくるものだと思うんですけれども、その指標が、どれとどれを入れればいいのかというのが明確な基準がないということで、非常に難しいことになろうかと思えます。

特にこの広域環境組合は、ごみの分別とかごみの収集とかとは別にして、焼却することを目的に設立された一部事務組合でございますので、そこだけということになりますけれども、1市とか1町で行われる場合には、そういう収集のコストとか最終処理処分場とか、そういうものも入ってくると思われますので、その辺について合理的な、これだったら比較ができるんじゃないというものがあれば幸いですけど、今のところなかなかそれを見つけ出すのが難しいと。

ですから、全体としてどれくらいかかって、これが15年間で1人当たり幾らかかりまして、私どもこの組合の場合には、損害賠償額で補填をされるという部分もありますので、それで15年間で幾らだったというのは出ると思えますけれども、やはりメンテナンスにしても、これだけ10年使うと中規模なメンテナンスをせんといかんとか、そういう節目節目があると思えますので、一概に比較するのが非常に難しいのが現状ではないかなと思っております。

3万円というような話が確かにありましたけれども、それは協議の中で、そのことについて細かく打ち合わせているわけでは当然なくて、今の焼却の方法、処理の方法でいくと、3万円を大きく下ることは難しいですというような発言があったということで、何と何が入ってて、何と何が除外されてというような論議はしてないということでございます。一般的に言えば、1万8,000円ぐらいですね、今、単価がトン当たり。それが3万円ぐらいになるのかなというようなことで一般的には受け取られますけれども、それはどういう意味だったかというのは、多分、現在の副社長に聞かないとわからないんじゃないかなと思いますけれども、そういう比較の仕方はそれぞれで違うということもありますし、福岡高裁での裁判でもその辺が何と何が含まれて、何と何が含まれないんだというのが一番の論点になったんではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

中野議員。

○3番（中野太陽君）

最後ですが、管理者が言われたように、私も1万8,000円ぐらいが3万円になるのかなと感覚的には捉えたんですけど、きょうの議論を交わして、向こうの言い分がどういうところを含んでの込み込みでの額なのかというのがわからん限りは、数字の一人歩きは怖い部分があるなというのはわかるんですよ。

やはり難しいと言われましたけども、合理的に見ても、こういうふうな基準の額というのがわかりやすいのが欲しいんですよ。そういった点で、お二方どちらも難しいと言われましたけども、やはり市民がわかる数字をできる限り積み上げて出していただければ、総額をこういうふうに割りましたよというやり方でもいいと思います。それをさらに人数で割りましたよとかでもいいと思いますしね、トン当たりというので出すのであれば、統一した経費を、全てほかの自治体やこれまでの積み上げのやり方と全部統一しての出し方とか、そういうふうな形で比較対象ができるような数字をぜひ出していただきたいと思いますけれども、最後、そのお答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

先ほども申しておりますけれども、いろんな自治体などによって、組合もそうですけど、処理の形態は違うと思います。例えば、生ごみの処理に物すごく

力を入れておられる自治体もありますし、廃油の回収などにリサイクルという別の観点もありますけれども、それで力を入れてられる自治体もあると思います。そういうことで、全体をならして、その結果としてどうなのかという比較はできると思います。それはできると思いますけれども、時点時点での比較というのは、例えば、平成27年度がこれだけかかったと。ところが翌年にはメンテナンスの大きなやつが入ってきましてたくさんかかりましたというふうにぶれがあると思いますので、ものすごく狭い視点で比較をするか、ものすごく大きい視点で、分別収集とか何とかの費用、それから生ごみなどの回収の費用、リサイクルの費用、堆肥化の費用なども含めて比較をするかによって大きく違ってくるというふうに思いますので、環境省がその基準と言いますか、その比較の基準を示してないのは明確にならないということがあるんだろうと思います。

例えば、この組合からも長崎市とかに委託したときの費用がございます。これらには償却の部分とか何とかも入っているんじゃないかなと思いますし、民間で処理を委託しても、それは償却分とか機械の損耗代とか、そういうものも含まれてくるはずでございまして、そういう比較の仕方とそれぞれに違うというわけがございますから、何を合理的な基準とするかと、議員がおっしゃられることはよくわかります。なかなか比較の対象が同一ではないので、比較の仕方がないということでもありますけれども、逆に狭い分野で費用を出してしまいますと、その数字が一人歩きして高いとか安いとかいう論議になってしまうことも考えられますので、そこら辺の部分については、慎重に合理的な指数があるかどうかというものを追求していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

これにて、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

では、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約）」について御説明を申し上げます。

配付議案第1号資料、議案書、それぞれお願いをいたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙、専決処分書のとおり平成28年12月15日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

内容につきましては、配付しております議案第1号資料をごらんください。

長崎県市町村総合事務組合は、長崎県内の市町村など30団体で構成され、退職手当や非常勤職員などの公務災害補償事務などを共同処理している一部事務組合でございます。

本案は、平成29年1月1日から長崎県後期高齢者医療広域連合が同組合規約第3条第1項に規定する退職手当事業に加わることから専決処分を行ったものでございます。

以上、議案第1号につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認をいただきたいようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとなっております。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙、専決処分書のとおり平成28年12月15日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いしようとするものでございます。

本案は、平成28年8月に人事院から勧告があり、国においては一般職の職

員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正が平成29年1月1日から施行となったことに伴い、県央県南広域環境組合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例についても一部改正を行おうとするものでございます。なお、当組合の職員の勤務条件や給与などにつきましては、所在市でございます諫早市に準じた取り扱いを行っておりまして、諫早市におかれては、同様の改正を本年1月1日から既に施行をされているということでございます。

では、配付いたしております議案第2号資料新旧対照表により、概要を御説明させていただきます。議案書の方もあわせてごらんください。

議案第2号資料の左側、改正案の欄をごらんいただきたいと思います。

第12条において、休暇等の種類に介護時間を追加するというものでございます。

次に、第16条の介護休暇につきましては、従前連続する6月の1回が認められたものを、今回3回を超えず、かつ通算して、期間是一緒でございますけれども、6月を超えない範囲内で分割して介護を行う期間を指定することができるという改正でございます。

第16条の2の介護時間の分につきましては、任命権者は職員が要介護者を介護するために、連続する3年を超えない期間内において、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認することができるという内容でございます。なお、この介護時間及び休暇で勤務しない時間につきましては、無給の取り扱いとなっております。

最後に附則の1において、本条例の施行日は平成29年1月1日でございます。

附則2において、経過措置を設けております。

以上、議案第2号につきまして御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第3号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。

本案は、平成28年8月の人事院勧告で給与制度の総合的な見直しがなされたことに伴い、県央県南広域環境組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行おうとするものでございます。

本日配付いたしております議案参考資料により、給与改定の概要を御説明いたします。あわせて議案書及び議案資料をごらんいただければと思います。

まず、参考資料の1、一番上でございます。

1、平成28年度の給与改定に関する部分につきましては、(1)給料表の改定につきましては、平均改定率0.2%であり、改訂後の行政職給料表は、議案書の2ページから6ページまででございます。

次に、(2)勤勉手当の支給割合については、0.1月分の引き上げを行おうとするものでございます。表の上段、平成28年度分につきましては、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げを行います。表の下段は、平成29年度以降において勤勉手当の支給率の平準化を行った場合のものでございます。

今回の給与改定に係る所要見込み額は、約71万5,000円でございます。

次に大きな2、扶養手当の見直しについて、平成29年度の給与改定でございます。

民間企業及び公務においても、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化などを踏まえまして、配偶者に係る手当額現状1万3,000円を他の扶養者と同額の6,500円とし、子に係る手当額現状6,500円を1万円に引き上げようとするものでございます。表に記載のとおり、附則第3条関係におきまして、受給者への影響を少なくするために額の改定を段階的に実施することとしております。

最後に附則において、本条例の施行日は第1条の給料表の改定及び勤勉手当の引き上げにつきましては、公布の日から施行するものとし、適用を平成28年4月1日に遡及するものでございます。

また、第2条関係の扶養手当の見直しなどの施行日は、平成29年4月1日

でございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第4号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、ごみ処理施設建設基金に関する目的に係る字句の整理を行おうとするものでございます。配付いたしております議案第4号資料、新旧対照表をごらんいただければと思います。

第1条でございます。「現行の施設の建設に要する財源」と表現されている部分を、改正案では「施設の建設及び整備の促進に資するための必要な財源」というように表現の変更をするものでございます。本基金はごみ処理施設の新設や当然予想される改良工事など、大規模な施設整備時は短期的に多額の事業費を要することから、その財源を確保するために設置されたものでございまして、その解釈に混乱、そごが生じないよう、今回、確認的に表現を改めたものでございます。

経過措置といたしまして、改正前の積み立てられた基金は、この条例の改正後のごみ処理建設整備基金の規定により積み立てられた基金とみなすという規定を置いております。

最後に、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。中野議員。

○3番（中野太陽君）

すみません。言葉の問題で1点と、運用の面で1点伺います。

まず、「建設及び整備の促進」というふうに第1条が書かれております。促進とここで入れる理由が何なのかを伺いたいのと、2点目は、いわゆる利子ですね。17億5,000万円が入って、多分、利子も多く出てくる形になると思いますが、果実の運用というのを考えているのか、ただ積み上げていくという考えなのか、どちらなのかというのを伺います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

改正後の表現として、「建設及び整備の促進に資する」、促進はどのようなのかということでございます。今、るる御質問も前にいただいたとおり、今後比較検討をしながら、実際に決まりました方針に従って具体的に整備なり建設なり、いろんなことに着手していくということでございます。そのときにハード的なものも含めて、いろんな付随して費用が要るような場合もあるかと思っております。通常の子の処理施設の運営以外で、そういう建設なり整備にかかわるいろんな必要不可欠な経費について、そういう分も含めて対応できるようにと考えているところでございます。

それと利子につきましては、17億5,000万円につきましては、これは定期などで一番有利で安全になるような格好で運用させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません、補足いたします。利子は、出た分を基金の中にまた積んでいくということでございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第5号「平成28年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、予算書をごらんいただければと思いますけれど、予算書（第1号）に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ20億1,954万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,253万7,000円にしようとするものでございます。内容につきましては、お手元に配付しております議案第5号参考資料、本日配付しているものをごらんいただければと思います。

平成28年度補正予算（第1号）の主な概要といたしまして、平成28年10月18日に和解が成立したことにより、11月18日に解決金として17億5,000万円が組合に支払いを行われております。今後のごみ処理施設の建設及び整備に係る経費に充てるため、ごみ処理建設基金に積み立てようとするものでございます。

また、平成27年度繰越金、昨年の決算で認定いただきましたけども、繰越金で2億6,030万7,000円あります。これと財政調整基金の919万4,000円を合わせまして、2億6,950万円を高利率の起債が残っているということで、この分の繰上償還をさせていただきたいということでございます。

参考資料の2ページの4、ごみ処理施設建設基金の状況、要はめくっていただいて後ろでございすけども、ごらんいただきたいと思います。平成27年度末の残高が1億9,568万円で、当初予算で新規積み立てとして計上しておりました2億円と利息約9万円、そして、補正額17億5,000万円を合わせまして、28年度末で約21億4,578万円となる見込みでございす。

次に5、繰上償還による影響額でございすけども、平成17年度に余熱利用施設の建設のために、信金中央金庫から利率2.36%で8億850万円の

起債を借り入れております。この分を先ほどの繰越金及び財政調整基金の繰入金により繰上償還を行うものでございます。繰上償還を行うことにより、平成29年度から平成33年度までの4年間の利息額で、約1,433万円の支出が軽減される見込みでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。歳入についてございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第5号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

議案第6号「平成29年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

まず、議案書、予算書1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億

8, 200万8, 000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、後ほど資料で御説明させていただきます。

第3条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案第6号資料①の一般会計当初予算の概要により御説明をしたいと思いますので、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度当初予算総額32億8,200万8,000円、前年度当初予算と比較しますと1,098万9,000円、率にして0.3%の減となっております。予算編成の考え方は、下段2に記載しておりますとおりでございます。この施設は平成17年4月に供用開始して、ことしで13年目を迎えようとしております。今後の施設整備を図るための経費を確保する必要があると判断し、ごみ処理建設基金に3億円の積み立てを計上させていただいております。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。費目ごとに前年度と比較をしておりますので、そのうち主なものについて御説明をさせていただきます。

1款は構成市からの分担金でございます。予算30億円で前年度と同額でございます。なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書31ページに掲載をしております。

次に、2款のうち2項手数料でございます。予算額1億8,000万円で前年度と同額を見込んでいるところでございます。下段(3)ごみ処理手数料の推移をこれまでの予算の変遷を表示しております。

次に、4款財産収入でございます。予算額は66万5,000円で、前年度と比較しますと52万5,000円の増、率にしまして375%の増となっております。これは平成28年度に解決金として17億5,000万をごみ処理建設基金に積み立てることにより、運用収入の増を見込んだものが主な原因でございます。

次に、5款繰入金でございます。予算額8,329万2,000円で、前年度と比較しますと1,237万3,000円の減となります。中身は、財政調整基金から7,929万2,000円、ごみ処理施設建設基金から400万円を取り崩し、財源として計上しようとするものでございます。ごみ処理施設建設基金からの繰入金は400万円、これは循環型社会形成推進地域計画というような計画をつくるための財源に充てるもので、今後の施設整備を行っていく上で必ず必要であろうということで計上させていただいております。

次に、6款繰越金でございます。予算額1,000円で前年度と同額でございます。

次に、7款諸収入でございます。余熱利用施設の指定管理者から納付される水道料金や有価物販売及び余剰電力販売の料金の増を見込みまして、前年度比5%増の1,804万9,000円を計上いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度と比較しまして御説明を申し上げます。なお、増減の主な理由につきましては、下段の表の中に記載させていただいておりますので、あわせてごらんください。

まず、1款議会費でございます。309万5,000円を計上し、前年度と比較しますと21万1,000円の増となっております。主な増の原因は視察研修費によるものです。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては、3億7,084万1,000円を計上しており9,712万円の増でございます。増の主な内容は、今後のごみ処理施設整備に係る経費に充てるため、前年度より1億円増の3億円を建設基金に積み立てようとするものでございます。また、この間では裁判が終結いたしましたので、争訟総括事務については皆減ということにしております。

次に、3款衛生費の1項1目クリーンセンター費でございます。13億9,837万3,000円を計上しており、前年度と比較しますと303万円の増でございます。増の主な内容は、下段の増減の主な理由の中の3款1項1目に記載しておりますとおり、先ほど御説明しました循環型社会形成推進地域計画策定業務及び技術支援業務の増などが主なものでございます。

次に、1項2目リレーセンター費は2億8,291万2,000円を計上しており、前年度と比較しますと871万7,000円の減となっております。減の主な内容は、点検整備補修業務を年次計画によりやっている分が今年度は減になっているということでございます。

次に、1項3目余熱利用施設費につきましては3,141万7,000円を計上させていただいております。前年度と比較して24万4,000円の増となります。増の主な内容は上水道料金、これは支出した分をそのまま収入で指定管理者からいただくわけですが、それが大きくなる場合もあるということで増を見込んだものでございます。

4款公債費は総額で11億8,496万円を計上しており、1億289万円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めて御説明させていただきます。

5款予備費は前年度と同額の1,000万円を計上させていただいております。

ます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは、当初予算を目的別に比較したグラフでございます。

5ページをお願いいたします。

上段(4)は3款1項1目の用役費につきまして、それぞれ予算措置額と使用量見込みについて前年度と比較した表であり、中段(5)はこれまでの用役費の推移を比較したグラフでございます。用役費につきましてはOPECの減産合意など、原油価格の見通しが不透明な状況もあり、若干の減額にとどめて見積もりを行ったところでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

(6)3款衛生費のうち委託料の主なものについて、前年度と比較して掲載させていただいております。このうち上段から5段目、循環型社会形成推進地域計画策定業務につきましては、先ほど歳入の分でも御説明をいたしております。また、技術支援業務については、平成28年度に引き続き、32年度以降の施設のあり方を検討するについて技術的、専門的な助言を受けながら行いたいということで、その費用を計上させていただいております。また、上段6段目の一般廃棄物等搬送業務につきましては、ドライバー不足などがあり、労務単価の上昇、また経年劣化により車検整備などの増を見込みまして、前年度と比較して1,387万4,000円の増ということで見積もりをさせていただいております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

債務負担行為の内容でございます。上段から4つまでは施設運営に係る業務について、新たに平成30年度から31年度まで2年間分の債務負担を行おうとするものでございます。各業務の内容は説明欄のとおりとしており、それぞれ前回までの内容と同様でございます。下段の余熱利用施設指定管理料につきましては、昨年度平成28年度に債務負担行為を設定したものを再掲させていただいております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

一般職員の人件費に関する部分でございます。全体としましては233万1,000円の減となっております。②増減の明細はその内訳であり、普通昇給や人事交流などに伴う増減でございます。なお、予算書では32ページから36ページまでが人件費の明細となっております。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

5は基金の状況でございます。組合には3つの基金がございますが、議案第5号平成28年度補正予算において、ごみ処理施設建設基金に17億5,000万円を追加して積み立てを行っており、平成28年度末の3基金の残高合

計は24億524万6,000円の見込みとなっております。平成29年度につきましては、ごみ処理施設建設整備基金に3億円の積み立て、財政調整基金からは7,929万2,000円、またごみ処理施設建設整備基金からは400万円の取り崩しを予定しており、同年度末の基金残高の合計は、3基金合わせまして26億2,261万9,000円というものを見込んでいるところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

6は地方債の状況でございます。組合が借り入れた地方債の内訳は、(1)上段借入額等一覧表のとおりでございます。平成17年度、一番合計の上の段ですけれども、の許可分が平成28年度補正予算で繰上償還を予定している分でございます。

(2)は公債費償還一覧表でございます。補正予算後の数値で作成いたしております。平成28年度の繰上償還及び昨年度からの施設建設に係る借入の起債償還が順次終了していることから、次年度以降も公債費が減額になる見込みでございます。平成29年度の償還元利合計は11億8,496万円を見込んでおります。平成29年度末で約12億8,605万円の未償還残高となる見込みでございます。

また、次の11ページには、(3)で公債費の推移をグラフ化したもので、上段が総額、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度までとなっております。

(4)は地方債現在高の推移をグラフ化したものでございます。

以上、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。歳入についてございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

それでは、次に、歳出に対する質疑に入ります。山口議員。

○6番（山口喜久雄君）

お尋ねいたします。資料の方でお尋ねいたします。

1ページですけれども、予算編成に当たりというところで、4段目ですけど、「これまで以上に創意工夫を凝らし、無駄を排除するなど」という文言が入っ

ておりますが、どういうふうに創意工夫を凝らして無駄を排除されたのかをお尋ねいたします。

それと3ページですけど、クリーンセンター費ですね。439万5,000円の用役費の減になっておりますが、油の減産をするということで確か発表がなされとったと思うんですけど、これ、上がっていかないのかと。これでいいのかなというのをちょっと心配しているんですが、大丈夫でしょうかということと、あと、循環型社会の3番目ですね。431万5,000円のプラスですけど、これはもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

それと、リレーセンター費の一般廃棄物等搬送業務、これも1,387万4,000円増ですけども、これもどういうことで増になったのかということをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、1ページ、無駄を排除したということでございます。これ、日々いろんな電気の操作といいますか、施設のそういう部分も含めまして、工場などの分については委託事業者様とそういう話をしながらやっておりますし、運転につきましても、効率化ということで双方知恵を出しながらできるだけ用役費がかからないようにとか。あとは、例えば、外構の草の除草なんかも時間があいたときに職員で交代してやるとか、そういうことを行っております。

次に、用役費の分でございます。5ページの上段、用役費ということで、29年度の予算は前年度並みということでございます。下段を見ていただければわかりますけども、LNGについては平成26年度に大きく上昇をしたりということもございました。ただ、現状は少し安定をして、今、少し上りがけでございます。これは上昇しておりますけども。今後は少し不透明な部分もございますけども、昨年並みに確保してれば何とかかなるんではないかなということで、今回、予算を計上させていただきました。

次、循環型社会形成推進地域計画の内容でございます。これは、例えば国からこういうごみ処理施設なり、し尿処理施設もそうですけども、こういう分について交付金の対象にしようとするれば、この計画をつくって、そして国と協議するということが必要でございます。今回、一定の方針のもとに、来年度にはこういうことに着手したいということで予算を計上させていただいたということでございます。

次に、一般廃棄物等搬送業務の増の分でございます。この分は債務負担も含めて一般競争入札ということで考えております。内容につきまして、今、テレビなどでございますけども、非常に運輸業でドライバーの方たちの不足が深

刻化しているということもございまして、そういう人件費に500万円強、それとあと車検と言いますか、そういう整備関係も業務の中に入れておりますけども、大きな分ではなくて、日常的な分と車検の分を入れておりますが、タイヤ等とか、そういう部品の交換で見積額が300万円弱程度ということで、そういう部分を含めて増にしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

山口議員。

○6番（山口喜久雄君）

用役費ですね。前年度並みとおっしゃったんですが、この説明書では、前年度に比べて439万6,000円減にしましたという説明だと私は思っていたんですが、見間違えですかね。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

すみません。答弁が正確ではございませんでした。

予算内容としては439万7,000円減でございます。総額として、桁が少し大きいということで、ある程度そういうものにとどめたという趣旨で御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

起債償還の方でお尋ねしたいと思います。

28年の今の補正予算で繰上償還をして、約1,433万円の利子を軽減できたということでございます。それを払った後、29年度また11億5,500万円ですね、起債分ですね。その以降の繰上償還は可能ではないんでしょうか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今後、財源などの準備も含めながら検討はしていこうと思っておりますけども、地方債状況の一覧表ということで、10ページの上段をごらんいただきたいと思えます。あとの分が残っておりますのが、14年、15、16年で建設に借りた分でございます、この分は財務省資金運用分ということで、多分、繰上償還には補償金をつけたりとか、そういう少し難しい部分があるかと

は思います。そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

馬渡議員。

○12番（馬渡光春君）

難しい部分もあると思いますけども、なるだけ借金は返して、私、この建設基金の方に多く基金を積み増ししてね、財政調整基金の方にある程度残しておいて、余ったものは基金の繰り替えをするという形で。建設基金からは恐らく繰上償還はできませんし、財政調整基金の中に入れたら、ある程度の応用ができると思うんですよね。だから、そういう基金を運用できるような財政基金の方に基金を積んで、それが余分、余ったと言ったら失礼ですけど、多い分は今後で建設基金の方に回すというやり方がいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

今後の基金の運用の問題でございます。建設整備基金、今後運用していくわけですけども、建設当時、この施設をつくるときに組合でどれぐらい一財がかかっているのかなということで調べましたら、41億円ぐらい一財で準備がどうもかかっているというようなこともございまして、もうしばらく…来年度、今から方針を決めていくわけですけども、そういう部分で方向が決まれば、ある程度資金の、どれぐらい必要というのもある程度わかると思いますので、そういう部分を含めながら、御指摘の分を含めて検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○12番（馬渡光春君）

平成29年度が終われば、この公債費の返還金はぐっと落ちますよね。平成29年度は12億8,000万円ですが、あとは3億4,000万円ということで、返していくのは少なくなってくるわけですから、とにかく建設基金に入れるのは大きな目的だと思います。ある程度、財政調整基金の方で抱えておいて、今から裁判の関係なども返ってくると思いますけども、財政調整基金の方に繰り入れながら運用していかれたらなと、これは要望ですけども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

予算書で言えば、どこということではないんですけれども、強いて言えば21ページですかね。議案書の21ページですね。先ほどもちょっと説明ありましたけれども、議員研修費を組んでいるということで、若干議会費が増えているという話がありましたが、施設更新に向けた取り組みですね、執行分を含めて、この予算で具体的にどういう内容とかどういう予算とか、ぱっと見たときにはよくわからないもんですから、説明をお願いしたいと思います。

それと、この資料の8ページです。②の増減の明細ということであります職員手当、時間外勤務手当が46万3,000円、小さいんですけども増えてます。そして、時間外の1,700時間から1,827時間と増えてますけれども、いろいろ長時間労働とか問題になっているときですけれども、この増えたのは一体どういう理由なのかをお願いします。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

まず、人件費の8ページの分の職員手当、時間外勤務手当の分ということでございます。前年に比べて46万3,000円の増ということで予算を組ませていただいております。これ、現時点で組合職員の時間外の状況は御懸念をいただくようなレベルではございません。ただ、来年度は、先ほどからる議論になっているいろんな検討業務などがあったりということでございまして、構えとしてそういうものに対処できるようにということで若干増やさせていただいております。

次に、21ページ議員研修費でございます。内容につきましては、視察の件については、もともと昨年は予算の立て方として関西圏を想定しておりましたけれども、今回は関東圏までできるのかなということで、これはいろんな、昨年も視察ということで調整をしたことはございますけれども、どうしても、例えば、熊本災害でごみ処理施設が被災をいっぱい受けたことで、実情を調査できないかということで検討いたしましたけれども、被災先の自治体のほうで、少し年度内は難しいということで御回答ございまして、今年度についてはまだ実施しておりませんけれども、来年については、いろんなごみ処理施設とか、そういう方式の問題もあって、そういう分も可能かなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

上田議員。

○9番（上田 篤君）

議員の方は少しわかりましたけれども、執行部では、そっちの方では何か具

体的な計画とかあるんですか。どういう研修をするとか、どこまで新年度で持っていくとかあるんですか。

○議長（山口隆一郎君）

事務局長。

○事務局長（山本博幸君）

事務局では、通常予算を確保しているところでございます。実際に決算のときに実際の旅費については、今のところでもまだ余裕はございますので、必要に応じて、必要があれば他の施設、他の方式、今回いろんな比較検討においても、処理方式をどうするとかという部分も少し変わってくるようなこともあろうかと思っておりますので、適宜そういう分も含めて検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議長（山口隆一郎君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しておりますので、議員の皆様は移動をお願いいたします。

（午前11時28分 休憩）

（午後 0時00分 再開）

○議長（山口隆一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員日程表第1号の2を日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これを日程に追加することに決定いたしました。

日程第5、議案第7号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（山本博幸君）

議案第7号「長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」御説明申し上げます。

本案の内容につきましては、議案資料の議案第7号資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

同組合は、長崎県内の市町と30団体で構成され、退職手当や非常勤職員などの公務災害補償事務などを共同処理している一部事務組合でございます。

本案は、平成29年3月31日をもちまして、南高北部環境衛生組合が解散し、同組合から脱退することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いしようとするものでございます。なお、同組合が加入しておりました事務は、第3条第1号の退職手当、同条第9号の非常勤職員の公務災害補償、同条第13号の職員の研修に関する事務であったものです。

以上、議案第7号につきまして御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、日程第6議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

提案理由について、提出者の説明を求めます。藤田議員。

○4番（藤田敏夫君）

議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会会議規則の一部を改正する規則」について、県央県南広域環境組合議会規則第14条の規定により提案をいたします。

提出者は私、藤田敏夫、賛同者は林田勉議員、山口喜久雄議員、町田康則議員、小嶋光明議員。

以上、議会運営委員会の全委員によるものでございます。

それでは、提案理由を説明いたします。

このたびの会議規則の改正案は、提案理由に記載しておりますとおり、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するとともに、議会への欠席などに関する条文の整備を行うことを目的としているものであります。組合議会の運営に関しましては、限られた日程、スケジュールの中、これまでも着実な運営がなされておりますが、先ほど申し上げましたこれらの事項を、組合議会の運営事項の基本をなす組合議会規則にこれまでの運営事項を再確認する意味でも確認的に明記することにより、さらに組合議会の透明性、安定性に資するものになるというふうに考えているところであります。

なお、改正後の規則の規定は、公布の日から施行するものであります。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了しました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議なしと認めます。これをもって平成29年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位の御協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

（午後0時07分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

山口隆一郎

署名議員

本多秀樹

署名議員

中野太陽